

社会医療法人敬愛会 翔南病院

入院面会規程

1.目的

本規程は、入院患者の療養生活の質の向上および尊厳の保持並びに円滑な退院支援を図るため、患者と家族、親族、知人その他患者が面会を希望する者（以下「面会者」という。）との面会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2.基本方針

当院は、患者と家族等との交流が患者の療養生活において重要であることを踏まえ、患者本人の意思を尊重し、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

3.面会時間

面会時間は、原則として次のとおりとする。

- (1) 病棟 毎日 14 時 00 分～18 時 00 分（1 回の面会は原則 15 分程度）
- (2) 診療、看護ケア、患者の病状その他の事情により、病棟スタッフの判断で面会時間を調整することがある。

4.面会者

面会者は、患者本人が面会を希望する家族、親族、知人その他これに準ずる者とする。ただし、患者の病状、感染対策その他の事情により、面会を制限することがある。

5.面会人数および回数

- (1) 1 回の面会人数は原則 3 名までとし、面会回数に制限は設けない。
- (2) 患者の病状、療養環境、感染対策その他の事情により、主治医または病棟スタッフが必要と判断した場合は、人数、回数その他の条件を調整または制限することがある。

6.面会を認めない、または制限する場合

次のいずれかに該当する場合は、原則として面会を認めない、または必要な制限を行うものとする。

- (1) 面会時間外の場合。ただし、第 11 項に定める特例に該当する場合を除く。
- (2) 面会者に発熱（37.5℃以上）、咳、咽頭痛、嘔吐、下痢その他感染症を疑う症状がある場合。
- (3) 面会者が感染症に罹患している場合、または感染症患者との濃厚な接触等により感染のおそれがある場合。

(4) 患者本人が面会を希望しない場合。

(5) 患者の病状、診療・看護上の必要性、他の患者への影響その他の事情により、主治医または病棟スタッフが面会を控える必要があると判断した場合。

7. 面会場所

面会場所は、患者の病状、同室患者の療養環境およびプライバシーへの配慮、病棟の状況等を踏まえ、病室、待合室、面談室等から病棟スタッフが指定する。

8. 面会手順

面会は、原則として次の手順で行う。

(1) 面会者は、病棟入口付近に備え付けた「面会者記帳簿」に、訪問日、時間、患者氏名、面会者氏名、体温等の必要事項を記入する。

(2) 時間外または休日に特例として面会する場合は、守衛室で面会の申込みを行い、面会ストラップを受け取り、着用して面会する。

(3) 面会終了後、面会ストラップは所定の場所へ返却する。

9. 面会時の感染対策

面会者は、次の感染対策を遵守するものとする。

(1) 面会前後に手指衛生を実施すること。

(2) 院内では、当院が必要と判断する場合、サージカルマスク（不織布マスク）を適切に着用すること。

(3) その他、感染対策上必要な病院職員の指示に従うこと。

10. 面会中の禁止事項

面会中は、次の行為を禁止する。

(1) 患者、他の面会者または病院職員に対する迷惑行為、暴言、暴力、威嚇その他療養環境または院内秩序を損なう行為。

(2) 他の患者、面会者または病院職員のプライバシーを侵害する写真・動画撮影、音声録音および SNS 等への投稿。

(3) 医療機器、医療材料等への無断での接触または操作。

(4) 病院職員の指示に従わない行為。

(5) その他、患者の療養または病院の安全な運営に支障を及ぼす行為。

11. 面会の特例

終末期、重篤な状態、急変時、手術前後、退院支援上必要な場合その他主治医または病院が必要と判断した場合は、面会時間、人数その他の条件について特例を認めることがある。

12. 感染症流行時等の対応

院内または地域において感染症の流行が認められた場合等には、患者の安全確保および院内感染防止の観点から、感染状況に応じて次の措置を講じることができる。

- (1) 面会人数の制限
- (2) 面会時間の短縮
- (3) 面会場所の制限
- (4) 面会方法の変更
- (5) 面会の一時停止

これらの措置は、感染状況等を踏まえ、ICT（感染制御チーム）、ICC（院内感染対策委員会）等の意見を参考に病院長が決定する。緊急を要する場合は、病院長の判断により必要な措置を講じることができる。ただし、患者の病状等により主治医が面会を必要と判断した場合は、感染対策を講じたうえで個別に対応することができる。

13. 小児の面会

小児の面会については、感染状況、患者の病状、安全面および療養環境等を踏まえ、必要に応じて個別に判断する。

14. 周知

本規程の内容は、入院案内、院内掲示、病院ホームページ等を通じて患者および家族等へ周知する。

15. 規程の制定および見直し

本規程は、病院運営の状況、感染症の流行状況、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。また、本規程の制定および改訂は、関係部署の意見を踏まえたうえで管理会議の承認を得て決定する。

※本案は、現行の「入院面会規程」案を基礎に、用語の統一、患者本人の意思の尊重、感染症流行時の対応、面会特例等を整理した修正版である。施行日等は院内決定後に確定する。

制定	2026年5月1日
施行	2026年6月1日
改訂	